

学生・教職員の疑い者発生時の対応フロー



可疑
い

- ①発熱や咳などの風邪症状、強いだるさや味覚・嗅覚障害がある学生・教職員（疑い者）
・大学構内で発症した場合は、マスクを着用し帰宅させる。（登校・出勤停止）

②自宅療養（登校・出勤停止）

- ①の症状がある場合は登校せず自宅待機とする。
- 1日2回検温し、「体調管理表」に記載する。

LINE「北海道-新型コロナ対策パーソナルサポート」では、体調や年齢、持病などを入力すると、相談センターへの連絡の必要性、必要な対策や最新の情報などが届きます。活用してください。

他の病気の可能性もあるため、かかりつけ医に電話連絡した後受診するか**新型コロナウイルス一般電話相談窓口（011-632-4567）**へ問い合わせる。（札幌市外の人は、地域保健所へ）
受診により何らかの診断がついた場合は速やかに③の連絡先に報告する。

③学生は教育支援課・学生生活支援課（011-891-2731）、教職員は総務人事課に電話連絡する。

- 担当課員は「新型コロナ受付・連絡票」を用いて症状を聴取の上、学生は保健師、教職員は衛生管理者に提出する。
- 日ごとに集計し、保健師は学生生活支援課長、衛生管理者は総務人事課長に報告する。

④症状が軽快した場合

【自宅待機後に軽快した場合】
・薬を飲まない状態で、①の症状が消失し、48時間経過した場合は、登校・出勤可能とする（症状が消失した日を0日として、3日目からの復帰）。
・上記の条件に従い、登校・出勤する。

⑤登校・出勤可

⑥症状が続く場合

以下のいずれかに該当する場合は、すぐに相談する。

- ★息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ★重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ★上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

札幌市保健所（救急安心センター札幌）011-272-7119（#7119）

※上記以外の方は地域の保健所に電話し、指示を受ける。

その後の対応は、保健所及び医療機関の指示に従い、経過を③の連絡先に報告する。

⑦新型コロナウイルスに罹患した場合

学生～「登校停止」※1※1 本学の当面の対応について（第3版）
教職員～「就業禁止」※2※2 北星学園就業規則（66条第1項）

⑧登校・出勤開始

登校・出勤開始に当たっては、「治癒し登校・出勤に支障がないこと」を証明する医療機関の診断書等を③の連絡先に提出すること。